

写

27東監発第46号
平成28年3月11日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 肥沼 茂男 様

東村山市監査委員 飯田 武夫
同 赤木 盛一
同 駒崎 高行

平成27年度第2回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	市民部 市民課、産業振興課 環境安全部 地域安全課、環境・住宅課
監査の範囲	平成27年4月1日から平成27年11月30日までに 執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取り組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成27年12月1日から平成28年3月1日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	平成28年1月13日
説明聴取	監 査 室	平成28年2月17日
講 評	監 査 室	平成28年3月 1日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

市民課

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

1) 各種証明書等用紙の印刷契約について

印刷契約の発注に際して、複数に分割契約を行い印刷物の調達を行っていた。契約事務の執行にあたっては、円滑で効率的な事務処理を図り、より一層の適正化に努めるために、一括契約による競争入札を検討されたい。

2) 契約書類や起案書等の不備について

事務処理において、日付や記載内容の漏れ、一部の書類には日付の整合性がとれていないものなどが散見された。

契約事務規則等に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

産業振興課

(1) 指摘事項

公印管理について

平成20年3月、東村山市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例の改正に伴い、審査会制度が廃止された。しかしながら、東村山市公印規則を改正すべきところを行っていなかった。適切に事務処理されたい。

(2) 意見・要望事項

農業経営改善計画支援事業について

認定農業者への相談窓口として、東村山市農業経営改善支援センターが設置されている。所管課は、関係機関と相互に協力し、支援相談活動に取り組まされたい。

地域安全課

(1) 指摘事項

1) 規則に定める様式について

防犯街路灯補助金交付規則の様式については、速やかに様式の統一を図られたい。

2) 契約事務について

契約事務の一部、指名業者の選定については、十分に検討されたい。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

支出負担行為伺書や契約書類に不備が見受けられた。会計事務規則及び契約事務規則に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

環境・住宅課

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

内部統制の充実について

今後も、事務処理や組織運営のリスク認識を課全体で共有して、業務プロセスにおける誤り発生の危険を未然に防止する、内部統制機能のさらなる充実に努められたい。